



「ESG情報開示実践セミナー」

改訂コーポレートガバナンス・コードと サステナビリティ

東京証券取引所 上場部 調査役
柴崎 有紗



1. コーポレートガバナンス・コードの概要
2. 改訂コーポレートガバナンス・コードにおけるサステナビリティに関する原則

1. コーポレートガバナンス・コードの概要



コーポレートガバナンス・コードとは

- コーポレートガバナンス・コードは、中長期的な企業価値向上に向けた経営者による的確な意思決定を支える実務的な枠組みを示したものあり、投資家との建設的な対話における共通基盤
- 機関投資家向けのスチュワードシップ・コードと両輪で、実効的なコーポレート・ガバナンスが実現されることが期待

目的・意義

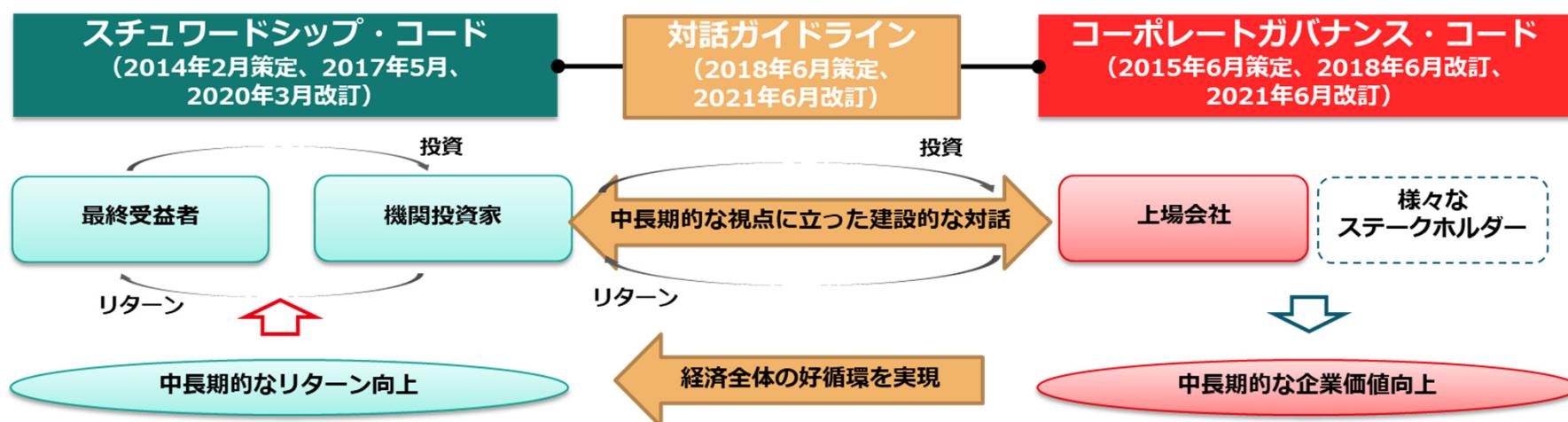
「上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」

➢ 攻めのガバナンスの実現

会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止に限らず、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを志向

➢ 中長期保有の株主との建設的な対話

中長期保有の株主との建設的な対話により、CGコードに基づくコーポレート・ガバナンスの改善に向けた会社の取組に、さらなる充実が図られることが期待



コーポレートガバナンス・コードの特色

プリンシブルベース・ アプローチ (原則主義)

- 各上場会社/機関投資家がとるべき行動について詳細に規定するルールベース・アプローチ（細則主義）ではなく、抽象的な表現・内容により、幅広い解釈の余地を与えるという考え方
- 各社がそれぞれの原則の趣旨・精神を共有したうえで、形式的な文言・記載にとらわれず、自社の状況を踏まえて解釈・適用
- 解釈・適用の妥当性は、投資者/受益者等が評価（対話を通じて自律的に修正）

コンプライ・オア・ エクスプレイン

- コードの各原則を「実施するか」、それとも「実施しない（実施していない）理由を説明するか」を各上場会社/機関投資家が選択
- コードの原則に掲げられた具体的な施策は、原則の目標・理念を実現するための一般的な手法であり、個別具体的な事情により、より優れた代替的な手法が存在しうる（その場合はコードの原則を実施しない理由を説明）
- 必ずしも全ての原則を一律に実施する必要はなく、その一部を実施していないことのみをもって、実効的なコーポレートガバナンスが実現されていないと機械的に評価することは不適切

コーポレートガバナンス・コードの枠組み

- 投資家との建設的な対話における共通基盤として、取引所の上場規則の一部としてCGコード各原則の「コンプライ・オア・エクスプレイン」を義務化

有価証券上場規程

第4節 企業行動規範

第1款 遵守すべき事項

(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)

第436条の3

上場内国株券の発行者は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第419条に規定する報告書において説明するものとする。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本則市場の上場会社
基本原則・原則・補充原則
- (2) マザーズ及びJASDAQの上場会社
基本原則

第2款 望まれる事項

(コーポレートガバナンス・コードの尊重)

第445条の3

上場会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

コーポレートガバナンス・コードの枠組み

- 5つの基本原則、それに紐づく31の原則・47の補充原則の三層構造で構成



2. 改訂コーポレートガバナンス・コードにおける サステナビリティに関する原則



コード改訂の3つの背景

3年に1度の定期的な見直し

(コードは不变のものではなく、目的実現のために継続的な見直しが必要)

社会・経済環境の急変

(新型コロナウイルス感染症の拡大、DX、気候変動への対応)

東京証券取引所における市場区分の再編成

(プライム市場の上場会社に期待される「より高い水準のガバナンス」)

コードの主な改訂内容

① 取締役会の機能発揮

- プライム市場上場会社において、独立社外取締役を3分の1以上選任（必要な場合には、過半数の選任の検討を検討）
- 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係の公表
- 他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任
- 指名委員会・報酬委員会の設置（プライム市場上場会社は、独立社外取締役を委員会の過半数選任）

② 企業の中核人材の多様性の確保

- 管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定
- 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表

③ サステナビリティを巡る課題への取組み

- サステナビリティについて基本的な方針を策定し自社の取組みを開示
- プライム市場上場会社において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実

④ その他

- 上場子会社において、独立社外取締役を3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任又は利益相反管理のための委員会の設置
- グループ全体を含めた適切な内部統制や全社的リスク管理体制の構築と運用状況の監督など

第1章 株主の権利・平等性の確保

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- サステナビリティを巡る課題への対応

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

- 自社のサステナビリティについての取組みの開示

第4章 取締役会等の責務

- サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定等

第5章 株主との対話

サステナビリティを巡る課題への対応（原則 2－3、補充原則 2－3①）

<改訂のポイント>

- ◆ サステナビリティを巡る課題は、リスクのみならず収益機会にもつながるものであること、これらの課題の検討は中長期的な企業価値の向上の観点から行うべきことを明確化
 - ◆ サステナビリティを巡る課題への対応の具体的な内容を例示
- ※ サステナビリティを巡る課題には、全企業に共通するものもあれば、各企業の事情に応じて異なるものも存在するため、各社が主体的に自社の置かれた状況を的確に把握し、取り組むべきサステナビリティ課題を個別に判断していくことが、形式的ではない実質的な対応を行う上で期待される



【原則 2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

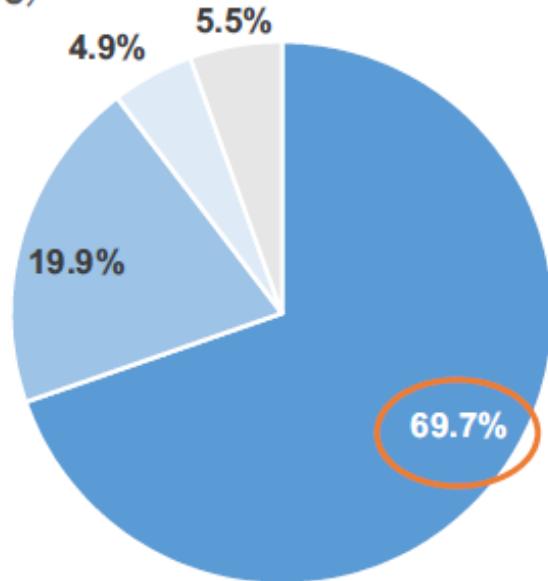
【補充原則 2－3①】

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は、重要なリスク管理リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるすべきである。

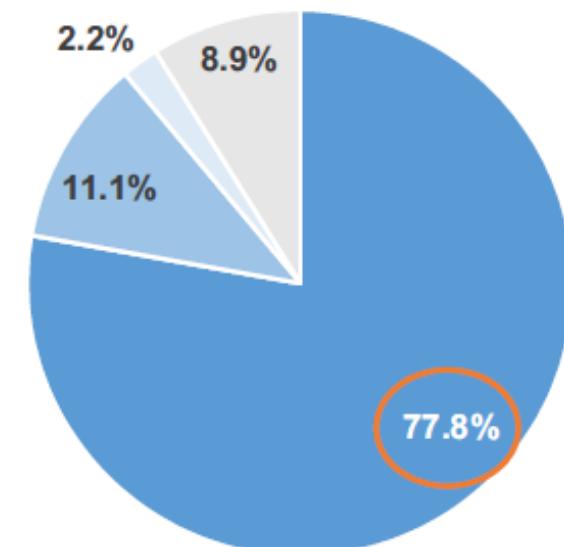
(参考) 気候変動に関する企業・投資家の意識

気候変動に対する、捉え方・スタンスについて(企業・投資家の意識調査(2019年度))

企業の回答
(回答数508)



投資家の回答
(回答数90)



- リスクとともに、ビジネス機会がある
- リスクはあるが、ビジネス機会はない
- リスクはないが、ビジネス機会がある
- リスクもないし、ビジネス機会もない

(出所) 第24回フォローアップ会議資料（一般社団法人生命保険協会「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート集計結果一覧（2019年度版）」より金融庁作成）

情報開示（補充原則3－1③）

<改訂のポイント>

- ◆ 経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みの開示
- ◆ プライム市場上場会社において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実



【補充原則3－1③】 ※新設

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

基本的な方針の策定等（補充原則4－2②）

<改訂のポイント>

- ◆ 取締役会において、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定



【補充原則4－2②】 ※新設

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

参考情報（1）

- 2019年12月より、当取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス（※）」において、ESG情報に関する報告書の掲載を開始
- 上場会社各社においては、TDnetオンライン登録サイトに、ESG情報に関する報告書（統合報告書、アニュアルレポートなど）をご登録いただくことで、上記サイトや報道機関・情報ベンダー等を通じて、投資家をはじめとした幅広いステークホルダーへの情報提供が可能

（※）当取引所に上場している会社の基本情報、適時開示情報・ファイリング情報、コーポレート・ガバナンスなどの情報を掲載するサービス
<https://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html>

【参考：上場会社における資料登録画面（TDnetオンライン登録サイト）】



The screenshot shows the TDnet Online Registration Site interface. At the top, there is a navigation bar with the TDnet logo, a search bar, and links for "ご利用ガイド" (User Guide), "Q & A", "エラーメッセージ一覧" (Error Message List), "個人情報の取り扱い" (Handling of Personal Information), and "ログアウト" (Logout). Below the navigation bar, there are several buttons: "ホーム" (Home), "適時開示資料を作成・提出する" (Create and Submit Timely Disclosure Materials), "PR情報/英文資料/ESG報告書を提出する" (Submit PR Information, English Materials, or ESG Reports) which is highlighted with a red box, "説明書類を作成・提出する" (Create and Submit Instructional Materials), "開示資料等を訂正する" (Correct Disclosure Materials), and "各種設定" (Various Settings). A blue header bar below these buttons says "PR情報/英文資料/ESG報告書を提出する". The main content area displays a table with five rows:

分類	資料名	提出画面
PR情報	PR情報	提出
英文資料	英文資料	提出
ESG報告書	ESG情報に関する報告書	提出
ESG報告書（英語）	ESG情報に関する報告書（英語）	提出

■ コーポレート・ガバナンス白書2021

- ✓ 東証上場会社全体のコーポレート・ガバナンスに関する取組状況、進捗状況を明らかにすることを目的に、公表されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を集計し、各社のコーポレート・ガバナンスの状況の公表
(ウェブサイト)

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/02.html>



■ ESG情報開示実践ハンドブック（2020年）

- ✓ 上場会社がESGやESG投資の現状を理解し、自社に適した形でESG課題への取組みを進め、投資家をはじめとするステークホルダーと対話することで中長期的な企業価値向上を目指す際に参考となる情報を提供することを目的として公表
(ウェブサイト)

<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esg-investment/handbook/index.html>



■ JPX ESG Knowledge Hub

- ✓ 「ESG情報開示実践ハンドブック」の内容をより具体的な観点から解説する動画コンテンツや、機関投資家のESG投資に関する情報、ESG評価機関やESG情報開示枠組みに関する情報、上場会社のESG情報開示事例などを中心に、ESG情報開示に関する情報を提供
(ウェブサイト)

<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/index.html>



参考情報（3）

【上場会社ナビゲーションシステム】 <https://faq.jpx.co.jp/diclo/tse/web/index.html>

「よくある質問及びその回答」については、「上場会社向けナビゲーションシステム」において、随時更新を行っておりますのでご活用ください。



自由な文字列で検索することができます。

新市場区分 検索ボタン 詳細検索

FAQ 【新市場区分の概要】新市場区分への新規上場申請はいつから行うことができますか。また、現行の市場区分に係る新規上場・市場変更・一部指定申請は、いつまで行うことができますか。
FAQ 【経過措置】新市場区分への移行前から上場している会社が、移行後に初めて新市場区分の上場維持算算に適合しないこととなったら場合、経過措置として緩和された市場維持算算の適用は継続されます。

スマートフォンでもご利用いただけます。

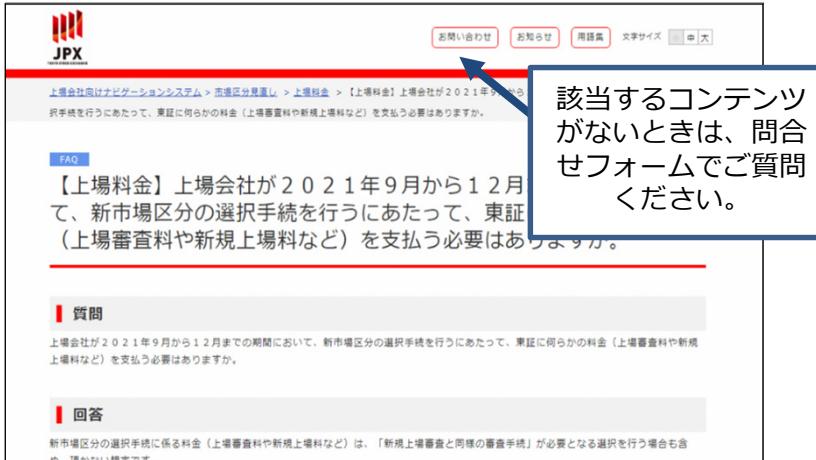



検索結果では、掲載情報のカテゴリも表示されます。

新市場区分 検索ボタン 詳細検索

日々のお問合せを踏まえ、コンテンツは随時更新してまいります。

FAQ 【新市場区分の概要】新市場区分への新規上場申請はいつから行うことができますか。また、現行の市場区分に係る新規上場・市場変更・一部指定申請は、いつまで行うことができますか。
FAQ 【経過措置】新市場区分への移行前から上場している会社が、移行後に初めて新市場区分の上場維持算算に適合しないこととなったら場合、経過措置として緩和された市場維持算算の適用は継続されます。



該当するコンテンツがないときは、問合せフォームでご質問ください。

お問い合わせ お知らせ 用語集 文字サイズ 大

【上場料金】上場会社が2021年9月から12月まで、新市場区分の選択手続を行うにあたって、東証に何らかの料金（上場審査料や新規上場料など）を支払う必要がありますか。

質問 上場会社が2021年9月から12月までの期間において、新市場区分の選択手続を行うにあたって、東証に何らかの料金（上場審査料や新規上場料など）を支払う必要がありますか。

回答 新市場区分の選択手続に係る料金（上場審査料や新規上場料など）は、「新規上場審査と同様の審査手続」が必要となる選択を行う場合も含め、頂かない構造です。



ご視聴いただきありがとうございました